

群馬県報



目次

告示

○特定有害物質によって汚染されている区域の指定

○保安林予定森林

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○道路の区域変更

○道路の供用開始

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○道路位置の指定

○道路位置の指定の廃止

公営企業公告

○宅地の譲受人の公募

(環境保全課)

(森林保全課)

(道路企画管理課)

(同)

(同)

(同)

(NPO・ボランティア推進課)

(建築住宅課)

(同)

(団地販売課)

一

一

二

二

三

三

三

四

四

四

告示

●群馬県告示第156号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成19年4月13日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 指定する区域 富岡市田篠字原町158番4、158番5、159番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン(トリクロロエチレンについては、富岡市田篠字原町158番4の一部に限る。)

●群馬県告示第157号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成19年4月13日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 保安林予定森林の所在場所 桐生市黒保根町下田沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)・黒保根町上田沢字高倉上(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件